

佐賀県警察機動鑑識班の運用に関する訓令

(昭和53年3月2日佐賀県警察本部訓令第3号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、佐賀県警察機動鑑識班（以下「機動鑑識班」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(編成)

第2条 機動鑑識班は、班長及び班員若干名をもつて編成する。

2 班長及び班員は、刑事部鑑識課に勤務する警察官とし、班長は警部補、班員は巡査部長又は巡査をもつて充てる。

(任務)

第3条 機動鑑識班は、次に掲げる事件（以下「指定事件」という。）の現場鑑識とこれに付随する鑑識業務に従事することを任務とする。

- (1) 殺人、強盗、強かん、放火、誘拐その他の重要事件
- (2) 重要特異な業務上過失致死傷事件
- (3) 侵入窃盗事件
- (4) その他刑事部鑑識課長（以下「課長」という。）が臨場を必要と認める事件

(運用計画)

第4条 課長は、毎月の運用計画を機動鑑識班運用計画表（別記様式第1号）により策定し、計画的に運用するものとする。

2 課長は、機動鑑識班を総括し、関係警察署長と緊密な連携を図り、効果的な運営に努めるものとする。

(活動区域)

第5条 機動鑑識班の活動区域は、県下全域とする。ただし、第3条第3号に定める事件については、原則として警察本部長が必要と認める警察署の管内とする。

(勤務時間等)

第6条 機動鑑識班長は毎日勤務とし、班員は交替制勤務とする。ただし、課長が必要と認めるときは、勤務の変更を命ずることができる。

2 班員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とし、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りは、課長が別に定める。

(勤務区分)

第7条 機動鑑識班の勤務区分は、次のとおりとする。

- (1) 通常勤務
現場鑑識活動及びこれに付随する鑑識業務
- (2) 待機勤務

鑑識課における資料の分類対照業務及び装備資器材の点検整備業務

(3) 特命勤務

課長の特命により行う業務

(出動)

第8条 機動鑑識班は、指定事件を認知したときは、直ちに出動するものとする。

2 警察署長は、指定事件及び指定事件以外で機動鑑識班の応援を必要と認める事件が発生したときは、課長にその出動を要請することができる。

(指揮)

第9条 機動鑑識班が行う現場鑑識活動の指揮は、当該事件の発生地を管轄する警察署長又は捜査本部を開設した事件の捜査本部長（以下「警察署長等」という。）が行うものとする。ただし、課長が事件の現場に臨場しているときは、その指揮を受けるものとする。

(報告及び引継ぎ)

第10条 機動鑑識班は、現場鑑識活動結果を現場鑑識結果報告（引継）書（別記様式第2号）により速やかに課長及び警察署長等に報告し、採取した資料は、関係書類とともに確実に引継ぐものとする。

(相互協力)

第11条 機動鑑識班は、警察署と緊密な連絡を保ち、相互に協力するものとする。

(教養訓練)

第12条 課長は、班員に対し、平素から現場鑑識活動に必要な教養訓練を行うよう努めるものとする。

(装備資器材)

第13条 機動鑑識班に、無線自動車及び次に掲げる装備資器材を備え付けるものとする。

(1) 現場保存器材

(2) 写真機材

(3) 指紋及び足こん跡採取に必要な資器材

(4) 法医及び理化学資料採取に必要な資器材

(5) その他鑑識活動に必要な資器材

2 課長は毎月1回以上、班員は勤務交替の都度、車両及び装備資器材を車両装備資器材点検簿（別記様式第3号）により点検するものとする。

(服務心得)

第14条 班員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 常に関係法規及び現場鑑識に関する知識技能の研さんに努めること。

(2) 常に車両その他の装備資器材の点検を行い、その機能が十分発揮できるよう整備しておくこと。

- (3) 休憩は所定の場所で行い、休憩中といえども常に所在を明らかにして常時出動体制をとっておくこと。
- (4) 車両の運転に当つては、交通法規を遵守し、安全運転に心がけること。
- (5) 現場資料は、迅速に処理し、直ちに捜査に活用できるよう配意すること。
- (6) 現場鑑識活動上の事故及び紛議等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、課長に速報し指揮を受けること。
- (7) 車両を離れるときは、車両及び無線機その他装備資器材の盗難等の事故防止に努めること。
- (8) 勤務中は、別に貸与する出動服を着用すること。

(勤務日誌)

第15条 機動鑑識班は、毎日の勤務状況を勤務日誌（別記様式第4号）に記載し、課長に報告するものとする。

(活動状況月報)

第16条 課長は、機動鑑識班の毎月の活動状況を、現場鑑識活動状況月報（別記様式第5号）により取りまとめて、翌月10日までに警察本部長に報告するものとする。

(備付け簿冊)

第17条 機動鑑識班は、次の簿冊を備付け整理保存するものとする。

- (1) 運用計画表
- (2) 現場鑑識結果報告（引継）書
- (3) 車両装備資器材点検簿
- (4) 勤務日誌
- (5) 現場鑑識活動状況月報

(雑則)

第18条 この訓令の運用に関し必要な事項は、課長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成元年7月31日本部訓令第10号抄）

1 この訓令は、平成元年8月6日から施行する。

附 則（平成4年8月24日本部訓令第15号）

この訓令は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日本部訓令第6号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。